

第1章 総 則

第1条 本会は都立武蔵高等学校・附属中学校 PTA(略称:都立武蔵中高 PTA)と称し、事務所を東京都立武蔵高等学校・武蔵高等学校附属中学校内に置く。

第2条 本会の会員は、全校生徒の保護者のうち、別途定める年会費を納めたものと、本校の教職員とする。

第3条 本会の目的は次のとおりである。

1. 本会は保護者と教職員の協力により、学校・家庭及び社会における生徒の教育の向上をはかり、その福祉を増進するとともに、会員相互の親睦と理解を深める。
2. 本会は地域と協力し健全な社会をつくることにつとめる。

第4条 本会は教育を本旨とする団体であるから、本会及び本会員はその名において政党的・宗教的・営利的活動をしてはならない。

第2章 事 業

第5条 第3条に定める目的を達成するため次の事業を行う。

1. 教育問題の研究討議及び教育活動の助長
2. 会員の教養の向上と親睦
3. 生徒及び会員の厚生
4. 国及び都に対する適正な教育予算の要望
5. 地域における社会教育への協力
6. 生徒の教育活動への支援
7. その他本会の目的達成に必要な事業

第6条 本会の事業は運営委員会の決議によって行う。

第3章 会 合

第7条 本会は次の会合を行う。

総会 運営委員会 役員会 学年委員会 学級懇談会 専門部会

第8条 定期総会は毎年春期に開き、次の事項を行う。

1. 事業報告及び事業計画、決算及び予算の承認・決定
2. 役員・監査の決定

第9条 運営委員会が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要求があった時は臨時総会を開くことができる。

第10条 総会は会員の3分の1(委任状を含む)をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を要する。

賛否同数の時は議長の決するところによる。

第11条 運営委員会は毎学期1回以上開き、次の事項を行う。

1. 総会に付議する事項、その他重要事項を審議する。
2. 各部・各学年で企画された事業計画を審議検討する。
3. 各部・各学年の活動につき、その報告を受け、各部・各学年の間の連絡・協力をはかる。
4. 必要なときは特別委員会を設ける。
5. その他必要な事項を処理する。

第12条 運営委員会の構成は次のとおりである。

選考委員は運営委員会では報告のみで議決権を持たない。

1. 会長 副会長 書記 会計 監査
2. 専門部会の各部長・副部長

都立武蔵高等学校・附属中学校 PTA 規約

3. 各学年委員長・副委員長

第 13 条 学級懇談会は隨時開き、次の事項を行う。

1. 学級懇談会は全会員の声を本会の活動に活かす基礎となるもので、その学級の会員で構成し、生徒の教育及び本会の活動・運営についての意見交換の場とする。
2. 学級懇談会は、学年委員を中心に学級委員と担任が運営する。
3. 学級委員は学級ごとに 4 名を選出する。

それぞれが、学年委員 2 名・文化部員 1 名・会報部員 1 名となる。

第 14 条 学年委員会は隨時開き、次の事項を行う。

1. 学年委員会は学年ごとに学年委員と教員とで構成し、各学級・各学年の連絡と協力をはかる。
2. 学年委員長 1 名(保護者)・副委員長 2 名(保護者・教員)・選考委員を学年ごとに選出する。
選考委員の選出については第 15 条に定める。
3. 各学年合同または学年を越えた合同の事業として、講演会などを行うことができる。

第 15 条 選考委員は、学年委員より選出する。選考委員は中学各学年から 2 名、高校各学年(ただし高 3 を除く)から 3 名の委員と教職員 1 名の計 13 名で構成し、その中から委員長・副委員長を選出する。
選考委員会から必要に応じて 1 名が運営委員会に出席する。

第 16 条 専門部会の種類及び任務は次のとおりとする。

1. 文化部
会員相互の親睦を深めるため、また学校及び福祉事業への協力、地域との協力をはかるため、各種行事を行う。
2. 会報部
PTA 活動に関する機関紙等を編集・発行する。

第 17 条 専門部会は必要に応じて開く。

1. 各学級より文化部員・会報部員各 1 名を選出する。
2. 各専門部は、保護者から部長・副部長 4 名を、また教職員から副部長 1 名を選出する。
3. 各専門部の部長・副部長及び部員は第 16 条に定める任務を遂行する。

第 18 条 校長は会合に出席することができる。

第 19 条 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。

この場合、役員会で推薦し、運営委員会でこれを承認するものとする。

第 4 章 役 員

第 20 条 本会の役員は次のとおりとする。

役員の任期は 1 カ年とする。ただし再任を妨げない。

役員に欠員が生じたときは、運営委員会の承認を得て決定し、任期は前任者の残任期間とする。

1. 会長 1 名(保護者 1 名)
2. 副会長 4 名以上(高校生と中学生の保護者から 2 名以上、高校生の教職員から 1 名・中学生の教職員から 1 名)
3. 書記 3 名以上(高校生と中学生の保護者から 2 名以上、教職員から 1 名)
4. 会計 3 名以上(高校生と中学生の保護者から 2 名以上、教職員から 1 名)

第 21 条 会長は本会を代表し、会務をまとめることとする。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理する。

書記は総会・運営委員会の文書の受発ならびに記録を作成する。

都立武蔵高等学校・附属中学校 PTA 規約

会計は会計事務を行い、定期総会において決算報告及び予算案説明をする。

第 22 条 本会の監査は次のとおりとする。

監査 3名以上(高校生と中学生の保護者から 2名以上、教職員から 1名)

監査は本会の事業及び会計を監査する。

監査に欠員が生じたときは、運営委員会の承認を得て決定し、任期は前任者の残任期間とする。

第 23 条 役員・監査は会員の中より、選考委員会が選出し、総会においてこれを決定する。

第 5 章 会 計

第 24 条 会員は、生徒 1名ごとに会費を納入する。

納付額及び納付方法については別に定める。

第 25 条 会費は総会において決定する。

第 26 条 会長は事情に応じて、会員本人からの申し出により PTA 会費を免除することができる。

免除後、運営委員会に報告する。

第 27 条 本会の会計年度は、4月 1 日に始まり、翌年 3月 31 日に終わる。

第 28 条 本会の予算は運営委員会において編成し、総会の承認を求める。

第 29 条 本会の決算は運営委員会において報告書を作成し、監査を経て総会の承認を求める。

第 6 章 付 則

第 30 条 本規約の改定は、総会において出席者の 3分の 2以上の同意を要する。

第 31 条 本規約を実施するために必要な細則をつくることができる。

細則の作成・改廃は運営委員会の議決による。

第 32 条 この規約は平成 30 年 5 月 12 日から実施する。

改定履歴

1. 昭和 25 年 4 月本校 PTA 発足に伴い PTA 規約を制定
2. 昭和 45 年 5 月 23 日規約改定
3. 昭和 54 年 3 月 17 日規約改定
4. 平成元年 5 月 20 日規約の一部改定
5. 平成 3 年 5 月 18 日規約の一部改定
6. 平成 15 年 5 月 23 日規約の一部改定
7. 平成 16 年 5 月 14 日規約の一部改定
8. 平成 20 年 3 月 15 日規約改定
9. 平成 21 年 5 月 9 日規約の一部改定
10. 平成 22 年 5 月 8 日規約の一部改定
11. 平成 23 年 5 月 7 日規約の一部改定
12. 平成 24 年 5 月 12 日規約の一部改定
13. 平成 27 年 4 月 25 日規約の一部改定
14. 平成 28 年 5 月 14 日規約の一部改定
15. 平成 29 年 5 月 13 日規約の一部改定
16. 平成 30 年 5 月 12 日規約の一部改定
17. 令和元年 6 月 8 日規約の一部改定

選考委員会細則

平成 28 年 12 月改定

第 1 条 選考委員は会員に役員・監査候補者の推薦を求め、その結果を公表する。

第 2 条 会員より、自薦・抽選で選出された被推薦者の話し合いをもつ。

第 3 条 委員は選考にあたって、下記の点に留意して選考を行うこと。

運営委員会・監査時の出席など、会則の第 20・21・22 条に記された、役員・監査の役割を遂行できる会員であること。

第 4 条 役員・監査は選考委員会において選考し、候補者名簿を総会に提出しなければならない。

第 5 条 役員・監査経験者、当該年度選考委員及び当該年度運営委員は選考を辞退することができる。

また、役員・監査経験者は当該年度以降の学級委員を辞退することができる。

改定履歴

1. 昭和 54 年 10 月制定
2. 昭和 56 年 2 月一部改定
3. 平成 12 年 11 月一部改定
4. 平成 15 年 5 月一部改定
5. 平成 20 年 3 月一部改定
6. 平成 21 年 5 月一部改定
7. 平成 28 年 2 月一部改定
8. 平成 28 年 7 月一部改定
9. 平成 28 年 12 月一部改定

会計細則

平成 28 年 10 月改定

第 1 条 会費は、年額 2,400 円とする。(PTA 保険料 250 円を含む)

第 2 条 経済的事情のある家庭については申請により会費を免除することができる。

第 3 条 会費の納入は学校の諸経費納入により行う。

第 4 条 特別基金を設ける。周年行事、災害時、緊急時、予算不足等の場合の資金とする。

第 5 条 会員または生徒が死亡した場合、弔慰金 10,000 円をおくり弔意を表す。

その他会長が必要と認めた場合、役員会でこれを決することができる。

改定履歴

1. 平成 20 年 3 月制定
2. 平成 21 年 3 月一部改定
3. 平成 22 年 5 月一部改定
4. 平成 23 年 5 月一部改定
5. 平成 27 年 4 月一部改定
6. 平成 28 年 5 月一部改定

都立武藏高等学校・附属中学校 PTA 規約

7. 平成 28 年 7 月一部改定
8. 平成 28 年 10 月一部改定